

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年10月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区丸の内1-6-6		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本生命保険相互会社 不動産部長 藤原 尚樹 電話 03-5533-6219			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	152 台	10 台	0 台	152 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	9.2	キログラム	32.1	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう運用している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	府内の事業所で管理しているエアコン全てに対して、夏期の前に試運転に、異音の発生等がないか確認している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	地球温暖化係数がより低い代替フロンである R32 を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。